

平成30年1月

国際海上輸出コンテナ総重量確定制度に関する
アンケート調査へのご協力のお願い国土交通省
海事局検査測度課
危険物輸送対策室

日頃より国土交通行政に対するご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「船積み前のコンテナ重量の証明」を求める改正海上人命安全条約（SOLAS 条約）が平成28年7月に新たに発効したことを踏まえ、当省においては、発効直後の取組状況等を把握するため、平成28年度に「輸出コンテナ重量情報の伝達・確認に係る実態及び諸外国の動向調査」を実施しました。この結果等を踏まえた諸課題への対応策について具体的な検討を進めるため、今般、学識者・関係団体等から構成される検討会を設置し、昨年10月に第1回会合を開催したところで（http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000016.html）。

改正条約の発効から1年以上が経過し国内制度も端緒についたところではありますが、将来的にも安全かつ円滑な国際海上輸送が確保されるよう、国際海上輸出コンテナの関係者（届出荷送人、登録確定事業者、船会社及び港湾ターミナル）を対象として、現在の取組状況に関するアンケート調査を実施させて頂くことと致しました。

本調査は行政の企画・立案を目的に実施するものであり、それ以外の目的に使用するものではなく、ご回答いただく内容の機密保持についても厳重に取り扱います。また、調査結果を公表する際には統計的に処理の上、個別の企業等が特定されないことがないように取り扱わせて頂きます。

本アンケートの結果は、今後の検討会の議論に活用させて頂くものであり、届出・登録制度の更新等手続きの簡素化や情報伝達の効率化などに反映されるものであることから大変重要なものであると認識しております。アンケートの結果概要につきましては整理後、国土交通省のホームページにおいても公開させて頂く予定としており、皆様の平素の業務におけるチェック等にも活用して頂けるものと考えておりますので、ご多忙の所恐れ入りますが、何卒ご協力賜りますようお願い致します。

調査の対象

本制度が施行されてから平成28年6月末までの間、届出荷送人・登録確定事業者として申請手続きを済ませた方を対象としております。

回答に際しての留意事項

- ・集計作業の正確性を確保するため、各様式における入力部分以外の編集を制限させていただきます。
- ・ご回答に際し、択一式の問は回答セルにマウスカーソルを当て回答を選んで頂き、複数選択可の問は該当するチェックボックスをクリックして頂きますようお願いいたします。
- ・当省及び複数の業界団体から依頼が来ている事業者様におかれましては、1回回答頂ければ結構です。いずれかへご提出ください。
- ・提出の際、ファイル名は、以下のルールでの付与をお願いします。
「ファイル名」+「日付（半角4桁）」+「_（アンダーバー）」+「企業名（正式名称）」
例：1月30日に届出荷送人の「ABC株式会社」が調査票を提出する場合
→ 【届出荷送人】0130_ABC株式会社
- ・本調査票の中では、注釈で特に言及されない限り、貴社の国内拠点において実施する業務全般を対象とします。

提出先

アンケート調査票の各問に対し、回答様式（Excel ファイル）にご回答を入力の上、以下のアドレス宛てに送信願います。

hqt-solas_container@ml.mlit.go.jp

なお、アンケートの回答期限は平成30年2月9日（金）とさせていただきます。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室

電話：03-5253-8111（内線：44-179, 44-177）

メールアドレス：hqt-solas_container@ml.mlit.go.jp